

構造設計一級建築士が行う

法適合確認 講習会テキスト

【構造編】

初 版

監修 国土交通省 住宅局建築指導課
発行 一般社団法人 新・建築士制度普及協会

構造設計一級建築士が行う
法 適 合 確 認
【 構 造 編 】

目 次

第Ⅰ編 法適合確認について	1
1. 構造設計一級建築士の関与	2
2. 構造設計一級建築士の関与が義務付けられる対象建築物	8
3. 構造設計一級建築士の関与義務規定の適用開始時期	11
第Ⅱ編 法適合確認Q & A	13
1. 対象建築物・設計行為	14
2. 法適合確認の業務内容・手続等	16
3. その他	18
参考資料1 建築士法第20条の2第2項に定める「構造関係規定」	21
参考資料2 「構造関係規定」に関する法適合確認チェックリスト（例）	35

第 I 編

法適合確認について

第 I 編

法適合確認について

1. 構造設計一級建築士の関与

(1) 構造設計一級建築士の関与が必要となる場合

建築士法（以下「士法」という。）第3条第1項に規定する建築物のうち、建築基準法（以下「基準法」という。）第20条第一号又は第二号に掲げる建築物に該当するものの構造設計について、構造設計一級建築士の関与が必要となる（士法第20条の2）。

関与とは次のいずれかをいう。

- ①構造設計一級建築士が自ら構造設計を行う。この場合、構造設計一級建築士は、構造設計図書に構造設計一級建築士である旨の表示を行う。
- ②構造設計一級建築士以外の一級建築士が行った構造設計について、構造設計一級建築士が法適合確認（当該構造設計に係る建築物が、構造関係規定（基準法第20条（第一号又は第二号に係る部分に限る。）の規定及びこれらに基づく命令の規定）に適合するかどうかの確認）を行う。この場合において、構造設計一級建築士は、当該構造設計に係る建築物が構造関係規定に適合することを確認したとき又は適合することを確認できないときは、当該構造設計図書にその旨を記載し、構造設計一級建築士である旨の表示をして記名及び押印を行う。

建築物の増築、改築、大規模の修繕・大規模の模様替（以下「増改築等」という。）を行う場合にあっては、当該増改築等の後に基準法第20条第一号又は第二号に掲げる

建築物に該当する建築物について、一級建築士でなければ行うことができない規模の増改築等に係る構造設計を行った場合には、構造設計一級建築士の関与が必要となる。いわゆる改修工事で増改築等に該当しないものに係る設計については、構造設計一級建築士の関与は不要である。

構造設計一級建築士の関与が必要となる建築物の計画について、構造設計一級建築士の関与が行われていない場合、建築主事は建築確認の申請を受理することができない（基準法第6条第3項）。

なお、構造設計一級建築士の関与の対象と基準法に基づく構造計算適合性判定の対象の差異は、次頁の図のように整理される。

【構造計算適合性判定の対象と構造設計一級建築士の関与の対象】

構造計算適合判定の対象となる 構造計算 (網掛け部分以外)	基準法 20 条に掲げる建築物		構造設計一級建築士の関与対象 となる建築物 (網掛け部分以外)
・大臣認定	1号	特に高度な構造計算（時刻歴応答解析）が義務付けられ、全て大臣認定が必要になる建築物（高さが60mを超える建築物）	<ul style="list-style-type: none"> ・左記のうち、一級建築士の業務独占に係る以下の建築物（※） <ul style="list-style-type: none"> ①学校、病院、劇場、映画館、百貨店等で、500㎡を超えるもの ②木造の建築物又は建築物の部分で、高さが13m又は軒の高さが9mを超えるもの ③RC造、S造等の建築物又は建築物の部分で、延べ面積が300㎡、高さが13m又は軒の高さが9mを超えるもの ④延べ面積が1,000㎡を超え、かつ、階数が2以上の建築物 ※ただし、型式適合認定を受けた建築物を除く。
・大臣認定	2号	高度な構造計算（限界耐力計算、保有水平耐力計算、許容応力度等計算）が義務付けられる一定規模以上の建築物（高さが60m以下の大規模建築物）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ルート2 ・ルート3 ・限界耐力計算 			
<ul style="list-style-type: none"> ・ルート1（認定プログラムを用いる場合） ・ルート2 ・ルート3 ・限界耐力計算 	3号	簡易な構造計算（許容応力度計算）が義務付けられる一定規模以上の建築物（高さが60m以下の中規模建築物）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ルート1（上記以外の場合） ・大臣認定 			
<ul style="list-style-type: none"> ・ルート1（認定プログラムを用いる場合） ・ルート2 ・ルート3 ・限界耐力計算 	4号	仕様規定を満たせば構造計算が不要となる建築物（小規模建築物）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ルート1（上記以外の場合） ・大臣認定 ・仕様規定 			

例えば、基準法第20条第三号の建築物に対し、ルート2やルート3、限界耐力計算などにより構造計算を行った場合は、構造計算適合性判定を要するが、構造設計一級

建築士の関与は不要となる。

(2) 「構造設計」の考え方

士法上、「構造設計」とは、構造設計図書（基礎伏図、構造計算書その他の建築物の構造に関する設計図書で国土交通省令で定めるもの）の設計（その者の責任において設計図書を作成すること）をいい（士法第2条第6項）、構造設計図書の内容は、建築士法施行規則（以下「士法施行規則」という。）第1条第1項において、以下のとおり規定されている。

【構造設計図書】

建築物	構造設計図書	備考
基準法第20条第一号・第二号に掲げる建築物（共通）	建築基準法施行規則第1条の3第1項表2及び第4項表1の図書のうち、構造関係規定に係るもの	構造関係規定に関し、建築確認申請時に提出を行う図書
基準法第20条第一号の認定を受けた高さ60mを超える建築物	建築基準法施行規則第10条の5の21第1項の図書	構造方法の国土交通大臣認定を受けるために提出する図書
限界耐力計算、保有水平耐力計算（ルート3）、許容応力度等計算（ルート2）、令第82条・第82条の4の計算（ルート1）を行った建築物	建築基準法施行規則第1条の3第1項表3の図書	構造計算書一式
国土交通大臣告示に基づく上の各計算と同等の構造計算を行った建築物	建築基準法施行規則第1条の3第1項表3に準ずるものとして国土交通大臣が定める図書	構造計算書一式
注) 型式適合認定を受けた建築物に係るものは除外される。		

(3) 法適合確認の手順

構造設計一級建築士の関与の対象となる建築物について、構造設計一級建築士が自ら構造設計を行った場合には、一級建築士として行う記名・押印のほかに、構造設計一級建築士である旨の表示を行わなければならない（士法第20条の2第1項）。

構造設計一級建築士以外の一級建築士が、構造設計一級建築士の関与の対象となる建築物の構造設計を行った場合は、構造設計一級建築士に法適合確認を求めなければならない。この場合において、構造設計一級建築士は、当該構造設計図書に構造関係規定に適合することを確認した旨又は適合することを確認できない旨を記載し、構造設計一級建築士である旨の表示をして記名・押印を行わなければならない。

具体的には、構造設計を行った一級建築士は、作成した構造設計図書を含め、下記の図書及び書類を構造設計一級建築士に提出する。提出を受けた構造設計一級建築士は、これらの図書を審査することにより、当該構造設計に係る建築物が構造関係規定に適合するかを確認する（士法第20条の2第2項、士法施行規則第17条の17の2第1項）。

【法適合確認を求める際に構造設計一級建築士に提出を行う図書】

- | |
|---|
| <p>①構造設計図書（法適合確認を行った構造設計一級建築士が記名・押印を行う。）</p> <ul style="list-style-type: none">・前頁（2）の表参照 <p>②審査のための図書・書類（法適合確認を行った構造設計一級建築士が記名・押印を行う必要はない。）</p> <ul style="list-style-type: none">・建築基準法施行規則第1条の3第1項表1に掲げる図書・大臣認定プログラムによる構造計算で安全性を確かめた場合、認定書の写し、電子計算機に入力した構造設計の条件並びに構造計算の過程及び結果に係る情報を記録した磁気ディスク等・建築基準法施行規則第1条の3第1項表4及び同条第4項表2に掲げる書類（いずれも構造関係規定に係るものに限る。） |
|---|

構造設計一級建築士は、当該構造設計に係る建築物が構造関係規定に適合することを確認したとき又は適合することを確認できないときは、当該構造設計図書にその旨を記載し、構造設計一級建築士である旨の表示をして記名及び押印を行わなければならない（士法第20条の2第3項）。

(4) 法適合確認を行った構造設計一級建築士の建築基準法・建築士法上の責任

法適合確認を行った構造設計一級建築士は、原則として、その構造設計について、当該確認を行う範囲内において、基準法上の設計者としての責任を負うこととなる(基準法第2条第十七号)。

具体的には、基準法に基づく以下のような規定の適用対象となり得る。

- ・ 法適合確認に係る建築物が違反建築物であるとして特定行政庁が是正命令などを行った場合、その氏名などを国土交通大臣に通知される(基準法第9条の3)。
- ・ 法適合確認に係る建築物に関し、特定行政庁による報告聴取などの対象となる(基準法第12条第5項及び第6項)。
- ・ 法適合確認に係る建築物が違反建築物である場合、罰則の対象となる(基準法第98条)。

また、法適合確認は士法に基づく建築士の業務の一部であり、法適合確認を行った構造設計一級建築士は、建築士として士法の規定の適用の対象となる。

(5) 構造設計図書の変更の場合

建築士が作成した設計図書の一部を変更した場合には、建築士は当該変更後にその設計図書に再度記名・押印を要するが、構造設計一級建築士の関与が必要となる建築物について、構造設計一級建築士の関与の下に構造設計が行われた後に構造設計図書が変更された場合は、再度構造設計一級建築士の関与が必要となる(士法第20条の2)。

この場合の法適合確認については、前記(3)の図書及び書類のうち、変更に係るものの審査により行うこととなる(士法施行規則第17条の17の2第2項)。

2. 構造設計一級建築士の関与が義務付けられる対象建築物

(1) 関与の対象となる建築物

士法第3条第1項に規定する建築物のうち、基準法第20条第一号又は第二号に掲げる建築物に該当するものの構造設計を行う場合は、構造設計一級建築士の関与が必要となる。すなわち、以下の①及び②の両方に該当する建築物の構造設計が対象となる。

①士法第3条第1項に規定する建築物（新築する場合は一級建築士でなければその設計を行うことができない建築物）

- ・学校、病院、劇場、映画館、観覧場、公会堂、集会場（オーディトリウムを有しないものを除く。）又は百貨店の用途に供する建築物で、延べ面積が500㎡を超えるもの
- ・木造の建築物又は建築物の部分で、高さが13m又は軒の高さが9mを超えるもの
- ・鉄筋コンクリート造、鉄骨造、石造、れん瓦造、コンクリートブロック造若しくは無筋コンクリート造の建築物又は建築物の部分で、延べ面積が300㎡、高さが13m又は軒の高さが9mを超えるもの
- ・延べ面積が1,000㎡を超え、かつ、階数が2以上の建築物

※建築物の増改築等を行う場合には、当該増改築等に係る部分が上記に該当する場合には、一級建築士でなければその設計を行うことができない（士法第3条第2項）。

【建築士の業務範囲（白抜き部分が一級建築士でなければ設計を行えない範囲）】

延べ床面積 S (㎡)	木造			鉄筋コンクリート造等		全ての構造
	高さ ≤ 13m かつ軒高 ≤ 9 m			高さ ≤ 13m かつ軒高 ≤ 9 m		高さ > 13 m 又は 軒高 > 9 m
	平家建	2階建	3階建以上	2階建以下	3階建以上	
S ≤ 30	①誰でもできる			①		
30 < S ≤ 100				①		
100 < S ≤ 300	②一級・二級・木造建築士でなければならない					
300 < S ≤ 500	③一級・二級建築士でなければならない					
500 < S ≤ 1000	一般	③			④一級建築士でなければならない	
	特殊					
1000 < S	一般	③			④一級建築士でなければならない	
	特殊					

※特殊とは、学校、病院、劇場、映画館、観覧場、公会堂、オーデトリウムを有する集会場、百貨店

②基準法第20条第一号又は第二号に掲げる建築物

- ・基準法第20条第一号の建築物

高さが60mを超える建築物

- ・基準法第20条第二号の建築物

高さが60m以下の建築物のうち、基準法第6条第1項第二号に掲げる建築物（高さが13m又は軒の高さが9mを超えるものに限る。）又は同項第三号に掲げる建築物（地階を除く階数が4以上である鉄骨造の建築物、高さが20mを超える鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物その他これらの建築物に準ずるものとして政令で定める建築物に限る。）

※「政令で定める建築物」については基準法施行令第36条の2及び平成19年国土交通省告示第593号において詳細を規定している。

【基準法第20条による建築物の区分】

	【法第20条】	【令第36条の2】	【H19 国交告第593号】
【第一号】	①高さ>60mの建築物		①S造(階数≤3(地階を除く)、高さ≤13m及び軒高≤9m)で、次の基準〔薄板軽量形鋼造、屋上の積載荷重大の場合はイ又はハ〕に非該当 イ:1) スパン≤6m、2) 延べ面積≤500m ² 、3) $C_0=0.3$ 以上として地震力の許容応力度計算(冷間成形形鋼管柱はさらに所定の応力割増し)、4) 筋かい端部の降伏時に端部、接合部が破壊しない ロ:1) 階数≤2(地階を除く)、2) スパン≤12m、3) 延べ面積≤500m ² (平家は≤3,000m ²)、4) イ3) 4) に適合、5) 偏心率≤0.15、6) 柱・梁、接合部等が構造耐力上支障のある急激な耐力低下を生じない ハ:規則第1条の3第1項第一号ロ(2)の規定に基づく大臣認定取得 ②RC造(HFW造、WRC造、RM造を除く)、SRC造、RC造とSRC造の併用(高さ≤20m)で、次の基準に非該当 イ:1) $\Sigma 2.5aA_w + \Sigma 0.7aA_t \geq ZWA_i$ (耐力壁の開口周比≤0.4、SRC造柱は0.7→1.0) 2) $Q_b = \min\{Q_t + nQ_e, Q_o + Q_y\}$ を用いて令第82条第一号～第三号までの構造計算 ロ:規則第1条の3第1項第一号ロ(2)の規定に基づく大臣認定取得 ③木造、組積造、補強CB造、S造の併用又はこれらとRC造、SRC造の併用で、次の基準に非該当(④イ～トに該当するものを除く) イ:階数≤3(地階を除く) ロ:高さ≤13mかつ軒高≤9m ハ:延べ面積≤500m ² ニ:S造の階が①イ1)、3)、4)に適合 ホ:RC造・SRC造の階が②イに適合 ④木造とRC造の併用で、次の基準に非該当(③イ～ホに該当するものを除く) イ:階数=2又は3(地階を除く)かつ1FがRC造2F以上が木造 ロ:高さ≤13mかつ軒高≤9m ハ:延べ面積≤500m ² ニ:地上部分の層間変形角1/200(1/120)以内 ホ:2F以上の剛性率≥0.6かつ各階偏心率≤0.15 ヘ:1Fで $\Sigma 2.5aA_w + \Sigma 0.7aA_t \geq 0.75ZWA_i$ (耐力壁の開口周比≤0.4、SRC造柱は0.7→1.0) ト:2F以上で筋かいβによる水平力割増し、筋かい端部の降伏時の端部・接合部が破壊しない、地上部分の塔状比≤4 ⑤床版又は屋根版にデッキプレート版を用いた建築物で、その他の部分が、次の基準に非該当 イ:木造で、高さ≤13mかつ軒高≤9m ロ:組積造又は補強CB造で、階数≤3(地階を除く) ハ:S造(階数≤3(地階を除く)、高さ≤13m、軒高≤9m)で、①イ又はロに該当 ニ:RC造、SRC造、RC造とSRC造の併用(高さ≤20m)で、②イに該当 ホ:木造、組積造、補強CB造、S造の併用又はこれらとRC造・SRC造の併用で、③イ～ホに該当 ヘ:木造とRC造の併用で、④イ～トに該当 ⑥床版又は屋根版にALC版を用いた建築物で、その他の部分が基準⑤イ、ハ、ホに非該当 ⑦屋根版にシステムトラスを用いた建築物で、その他の部分が基準⑤イ～ヘに非該当 ⑧骨組膜構造(H14 国交告第666号)で、次の基準に非該当 イ:同告示第1第2項第一号ロ(1)～(3)に該当 ロ:骨組の構造が、⑤イ～ヘのいずれかに該当
【第二号】	①木造(法第6条第1項第二号該当) 高さ>13m又は軒高>9m ②非木造(法第6条第1項第三号該当) ・S造 階数≥4(地階を除く) ・RC造又はSRC造 高さ>20m ・その他政令で定めるもの	①組積造又は補強CB造 階数≥4(地階を除く) ②S造 階数≤3(地階を除く)で 高さ>13m又は軒高>9m ③RC造とSRC造の併用 高さ>20m ④木造、組積造、補強CB造、 S造の併用又はこれらと RC造・SRC造の併用 イ:階数≥4(地階を除く) ロ:高さ>13m又は軒高>9m ⑤その他告示で指定するもの	
【第三号】	○第二号以外で以下のもの ①木造(法第6条第1項第二号該当) ②非木造(法第6条第1項第三号該当) ③石造、れんが造、CB造、 無筋コンクリート造等 高さ>13m又は軒高>9m		
【第四号】	①第一号～第三号以外のもの ・木造で階数≤2、 延べ面積≤500m ² 、 高さ≤13m及び軒高≤9m ・非木造で階数=1かつ 延べ面積≤200m ² ・石造等で高さ≤13mかつ 軒高≤9m		

構造種別略語凡例

- S造:鉄骨造
- RC造:鉄筋コンクリート造
- SRC造:鉄骨鉄筋コンクリート造
- CB造:コンクリートブロック造
- HFW造:壁式ラーメン鉄筋コンクリート造
- WRC造:壁式鉄筋コンクリート造
- RM造:鉄筋コンクリート組積造

注1) 上記の各基準(ルート1の基準)に該当するものは、第三号となる(二次設計免除となる)
2) 特定畜舎等建築物は、第三号となる

3. 構造設計一級建築士の関与義務規定の適用開始時期

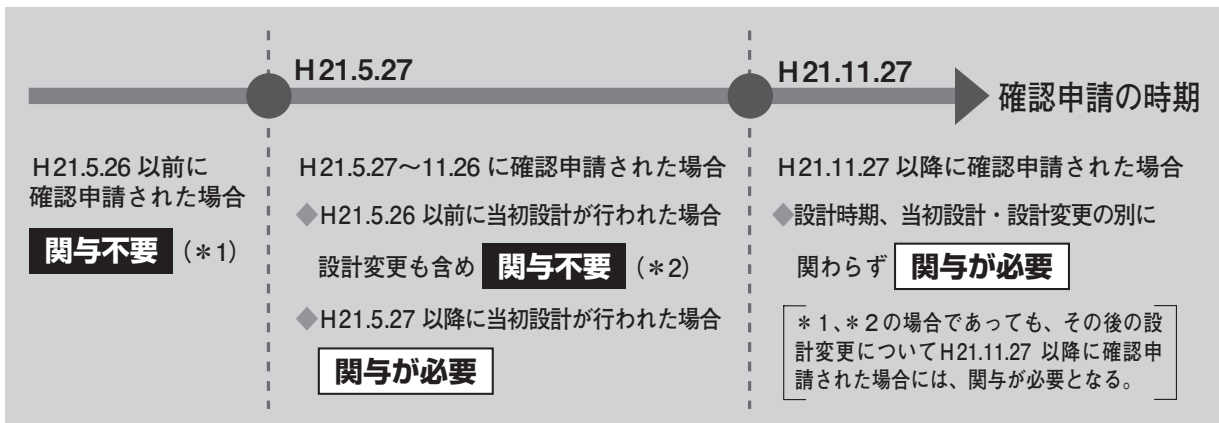
平成21年5月27日以降に構造設計一級建築士の関与の対象となる建築物の構造設計を行った場合、構造設計一級建築士の関与が義務付けられ、構造設計一級建築士の関与がない場合には、建築確認の申請は受理されず、工事の着工も禁止される（基準法第5条の4第2項、第6条第3項）。

ただし、平成21年5月26日以前に行った構造設計による建築物の計画については、平成21年11月26日までの間は、当該規定は適用されないこととされている（建築士法等の一部を改正する法律附則第4条）。平成21年5月26日以前に行われた構造設計について、平成21年11月26日までに設計の変更を行った場合についても同様である。

なお、「平成21年5月26日以前に行った設計」とは、同日までに設計者が設計図書を作成し、当該図書に記名押印を行うことにより設計が完了されたものを指す。

上記の経過措置の適用を受けようとする場合、確認申請書第2面の備考欄に、設計を終えた日付を記入し、経過措置の対象であることを明記する必要がある。

【適用開始日・経過措置期間の考え方】



第Ⅱ編

法適合確認Q&A

第Ⅱ編

法適合確認Q&A

1. 対象建築物・設計行為

Q1 構造計算適合性判定を要する建築物は全て構造設計一級建築士の関与の対象となるのでしょうか。

A 構造計算適合性判定と構造設計一級建築士制度は別の制度であり、構造計算適合性判定、構造設計一級建築士の関与が必要かどうかは、それぞれの要件への該当の有無により判断されることとなります。

Q2 増築、改築、大規模の修繕・大規模の模様替（以下、「増改築等」という。）の場合に、構造設計一級建築士の関与が義務付けられるのはどのような場合ですか。

A 当該増改築等の後に建築基準法第20条第一号又は第二号に掲げる建築物に該当するものについて、一級建築士の業務独占の対象となる増改築等に係る構造設計を行った場合には、構造設計一級建築士の関与が必要となります。

Q3 エキスパンションジョイント（EXP-J）で接続される建築物について、構造設計一級建築士の関与が義務付けられるのはどのような場合ですか。

A 1. EXP-Jで接続される建築物を新築する場合は、EXP-Jで接続される建築物全体の規模が建築基準法第20条第一号又は第二号に掲げる建築物に

該当し、かつ、当該建築物の設計が一級建築士の業務独占の対象に該当する場合に、構造設計一級建築士の関与が必要となります。

2. EXP-Jで接続される建築物の増改築等を行う場合には、当該増改築等の後の建築物全体の規模が建築基準法第20条第一号又は第二号に掲げる建築物に該当し、かつ当該増改築等を行う部分の設計が一級建築士の業務独占の対象に該当する場合に、構造設計一級建築士の関与が必要となります。

Q4 型式適合認定を受け、審査省略されているプレハブ住宅等の建築物について、構造設計一級建築士の関与は必要となりますか。

A 型式適合認定を受け、審査省略されているプレハブ住宅等の建築物については、構造設計一級建築士の関与は不要です。

Q5 図書省略認定を受けて、構造計算適合性判定の対象から除外されている建築物について、構造設計一級建築士の関与は必要となりますか。

A 図書省略認定を受けて、構造計算適合性判定の対象から除外されている建築物は、建築基準法上の位置付けが同法第20条第三号の建築物となるため、構造設計一級建築士の関与は不要です。

Q6 耐震診断の場合、構造設計一級建築士の関与は必要となりますか。

A 構造設計が行われない場合は、構造設計一級建築士の関与は不要です。

Q7 耐震改修の場合、構造設計一級建築士の関与が義務付けられるのはどのような場合ですか。

A 当該耐震改修が、当該改修後に建築基準法第20条第一号又は第二号に掲げる建築物に該当する建築物について、一級建築士の業務独占の対象となる増改築等に係る構造設計を行うものである場合には、構造設計一級建築士の関与が必要となります。

2. 法適合確認の業務内容・手続等

Q8 法適合確認の具体的な方法は定められているのでしょうか。

A 設計の方法が各々の設計者に委ねられているのと同様に、法適合確認の具体的な方法も各々の構造設計一級建築士に委ねられています。

Q9 設計図書の不整合についても法適合確認を行う義務がありますか。

A 構造設計一級建築士は、構造設計図書の範囲において図書間の整合も含め、法適合性を確認することとなりますが、設計図書間の整合性を確保することは、一義的には設計者の責任において行われるべきものです。

Q10 法適合確認において、条例・指導要綱は確認の対象となりますか。

A 法適合確認の対象は建築基準法第20条第一号及び第二号並びにこれらの規定に基づく命令の規定であり、条例・指導要綱は含まれません。

Q11 構造設計一級建築士の関与が必要な建築物の構造設計を、構造設計一級建築士が自ら行った場合にも法適合確認は必要ですか。

A 法適合確認は不要です。なお、構造設計一級建築士の関与の対象となる建築物について、構造設計一級建築士が自ら構造設計を行った場合には、一級建築士として行う記名・押印のほかに、構造設計一級建築士である旨の表示を行う必要があります。

Q12 設計図書に「法適合確認」を行った構造設計一級建築士の記名・押印が必要になりますか。

A 構造設計一級建築士以外の一級建築士が、構造設計一級建築士の関与の対象となる建築物の構造設計を行った場合は、構造設計一級建築士に法適合確認を求めなければなりません。この場合において、構造設計一級建築士は、当該構造設計に係る建築物が構造関係規定に適合することを確認したとき又は適合する

ことを確認できないときは、当該構造設計図書にその旨を記載し、構造設計一級建築士である旨の表示をして記名及び押印を行う必要があります。

Q13 法適合確認の過程で、不適合箇所を発見したなど、構造関係規定に適合することが確認できない場合は、どのようにすればよいでしょうか。

A 法適合確認を行った構造設計図書が構造関係規定に適合することを確認できないときは、当該構造設計図書にその旨を記載するとともに、構造設計一級建築士である旨の表示をして記名・押印をすることとなります。

Q14 建築確認において、建築主事の見解と法適合確認を行った構造設計一級建築士の見解が異なった場合にはどのような扱いになりますか。

A 建築主事と設計者の関係と同様に、建築主事の判断によることとなります。

Q15 法適合確認の過程で、構造設計一級建築士が設計内容の変更を提案したり、助言することは、法適合確認の業務に含まれるのでしょうか。

A 「法適合確認」に、提案・助言を行うことは含まれません。

Q16 法適合確認が行われた構造設計図書の一部を変更し、当該変更に係る設計行為を行った一級建築士が記名・押印を行った場合には、再度法適合確認が必要となりますか。

A 構造設計一級建築士以外の一級建築士が、法適合確認が行われた構造設計図書の一部を変更し、当該設計変更に係る記名・押印を行った場合には、当該変更に係る部分について再度法適合確認が必要となります。

構造設計一級建築士が、法適合確認が行われた構造設計図書の一部を変更した場合には、再度法適合確認を行うことは不要ですが、当該構造設計一級建築士は一級建築士としての記名・押印のほかに、構造設計一級建築士である旨の表示を構造設計図書に行う必要があります。

Q17 構造設計図書を変更した場合に再度法適合確認を行う構造設計一級建築士は、最初の法適合確認を行った者と異なってもよいでしょうか。

A 問題ありません。

Q18 法適合確認を行った構造設計一級建築士は、建築基準法・建築士法上どのような責任を負うことになりますか。

A 法適合確認を行った構造設計一級建築士は、原則として、その構造設計について、当該確認を行う範囲内において、建築基準法上の設計者としての責任を負うこととなります。また、法適合確認は建築士法に基づく建築士の業務の一部であり、法適合確認を行った構造設計一級建築士は、建築士として建築士法の規定の適用の対象となります。

3. その他

Q19 関与の対象となる建築物であるにもかかわらず、構造設計一級建築士が関与しなかった場合はどうなりますか。

A 当該建築物に係る建築確認申請については、建築主事等は申請を受理しません。

Q20 関与の対象となる建築物について、構造設計一級建築士自らが構造設計を行った場合、構造計算により建築物の安全性を確かめた場合に交付される証明書(構造安全証明書)の交付は、どのようになるのでしょうか。

A 関与の対象となる建築物について、構造設計一級建築士自らが構造設計を行った場合、当該構造設計を行った構造設計一級建築士は、構造安全証明書の交付義務はありません。

なお、関与の対象とならない建築物については、構造設計一級建築士が自ら構造設計を行っていても、従来通り構造安全証明書の交付が必要となります。

Q21 関与の対象となる建築物について、構造設計一級建築士が法適合確認を行った

場合、構造安全証明書の交付は、どのようになるのでしょうか。

A 関与の対象となる建築物について、構造設計一級建築士が法適合確認を行った場合、当該構造設計を行った一級建築士は、構造安全証明書の交付義務はありません。

なお、関与の対象とならない建築物については、構造設計一級建築士が法適合確認を行っていても、従来通り構造安全証明書の交付が必要となります。

Q22 関与の対象となる建築物については、構造設計のみならず、工事監理においても、構造設計一級建築士の関与が必要なのでしょうか。

A 工事監理においては、構造設計一級建築士の関与は不要です。

Q23 大規模な工作物について、構造設計一級建築士は関与する必要がありますか。

A 建築基準法第88条の規定により建築物に関する規定が準用される工作物については、構造設計一級建築士の関与は不要です。

Q24 構造設計一級建築士が法適合確認のみを業務として行う場合は、建築士事務所の登録は必要ですか。

A 建築士法第21条において、構造設計一級建築士による法適合確認は「設計」に含まれることとされており、これは、建築士事務所の登録が必要となる場合を定めた同法第23条における「設計」についても同様です。すなわち、構造設計一級建築士又はこれを使用する者は、「他人の求めに応じ報酬を得て」法適合確認を「業として」行おうとするときは、建築士事務所の登録を受けることが必要となります。

Q25 法適合確認を行う建築士を重要事項説明書に記載する必要がありますか。

A 法定事項ではありませんが、重要事項説明書に記載を行うことは可能です。法適合確認を行う構造設計一級建築士が業務開始後に決定する場合には、説明を

行う段階で想定される委託先を記載し、決定次第建築主に対して通知することが考えられます。

参考資料 1

建築士法第 20 条の 2 第 2 項に定める
「構造関係規定」

参考資料 1

建築士法第20条の2第2項に定める 「構造関係規定」

参考資料 1 建築士法第 20 条の 2 第 2 項に定める「構造関係規定」

(平成 21 年 4 月 1 日現在の法令による)

建築基準法	建築基準法施行令等 (法令名称なしは建築基準法施行令を示す。)	建設 (国土交通) 大臣告示等
第 20 条第 1 項第二号		平成 19 年国土交通省告示第 592 号 (建築物の構造方法が安全性を有することを確かめるための構造計算の方法を定める件)
第 20 条	第 36 条第 1 項 (構造方法に関する技術的基準)	<p>昭和 58 年建設省告示第 1320 号 (プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準)</p> <p>平成 12 年建設省告示第 2009 号 (免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件)</p> <p>平成 13 年国土交通省告示第 1025 号 (壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件)</p> <p>平成 13 年国土交通省告示第 1026 号 (壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件)</p> <p>平成 13 年国土交通省告示第 1540 号 (枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件)</p> <p>平成 13 年国土交通省告示第 1641 号 (薄板軽量形鋼造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件)</p> <p>平成 14 年国土交通省告示第 326 号 (構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版にデッキプレート版を用いる場合における当該床版又は屋根版の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件)</p> <p>平成 14 年国土交通省告示第 410 号 (アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件)</p> <p>平成 14 年国土交通省告示第 411 号 (丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件)</p> <p>平成 14 年国土交通省告示第 463 号 (構造耐力上主要な部分にシステムトラスを用いる場合における当該構造耐力上主要な部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件)</p>

建築基準法	建築基準法施行令等 (法令名称なしは建築基準法施行令を示す。)	建設 (国土交通) 大臣告示等
(前)に続く)	(前)に続く)	<p>平成 14 年国土交通省告示第 464 号 (コンクリート充填鋼管造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件)</p> <p>平成 14 年国土交通省告示第 666 号 (膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件)</p> <p>平成 14 年国土交通省告示第 667 号 (テント倉庫建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件)</p> <p>平成 15 年国土交通省告示第 463 号 (鉄筋コンクリート組積造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件)</p> <p>平成 19 年国土交通省告示第 599 号 (構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に軽量気泡コンクリートパネを用いる場合における当該床版又は屋根版の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件)</p> <p>昭和 58 年建設省告示第 1320 号 (プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準)</p> <p>平成 13 年国土交通省告示第 1026 号 (壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件)</p> <p>平成 13 年国土交通省告示第 1540 号 (枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件)</p> <p>平成 13 年国土交通省告示第 1641 号 (薄板軽量形鋼造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件)</p> <p>平成 14 年国土交通省告示第 326 号 (構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版にアッキプレート版を用いる場合における当該床版又は屋根版の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件)</p> <p>平成 14 年国土交通省告示第 410 号 (アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件)</p>

建築基準法	建築基準法施行令等 (法令名称なしは建築基準法施行令を示す。)	建設 (国土交通) 大臣告示等
(前)に続く)	(前)に続く)	<p>平成 14 年国土交通省告示第 463 号 (構造耐力上主要な部分にシステムトラスを用いる場合における当該構造耐力上主要な部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件)</p> <p>平成 14 年国土交通省告示第 464 号 (コンクリート充填鋼管造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件)</p> <p>平成 15 年国土交通省告示第 463 号 (鉄筋コンクリート組積造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件)</p> <p>平成 19 年国土交通省告示第 593 号 (建築基準法施行令第 36 条の 2 第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件)</p> <p>平成 12 年建設省告示第 1347 号 (建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件)</p> <p>平成 12 年建設省告示第 2009 号 (免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件)</p> <p>平成 14 年国土交通省告示第 474 号 (特定畜舎等建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件)</p> <p>平成 14 年国土交通省告示第 667 号 (テナント倉庫建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件)</p> <p>昭和 46 年建設省告示第 109 号 (屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法)</p>
	<p>第 36 条の 2 (地階を除く階数が 4 以上である鉄骨造の建築物等に準ずる建築物)</p> <p>第 36 条の 3 (構造設計の原則)</p> <p>第 37 条 (構造部材の耐久)</p> <p>第 38 条 (基礎)</p>	<p>昭和 62 年建設省告示第 1897 号 (建築基準法施行令の規定に基づき地盤が脆弱な区域として特定行政庁が区域を指定する基準)</p> <p>平成 12 年国土交通省告示第 1349 号 (木造の柱の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件)</p>
	<p>第 39 条 (屋根ふき材等の緊結)</p> <p>第 40 条 (木造 適用の範囲)</p> <p>第 41 条 (木造 木材)</p> <p>第 42 条 (木造 土台及び基礎)</p> <p>第 43 条 (木造 柱の小径)</p>	

建築基準法	建築基準法施行令等 (法令名称なしは建築基準法施行令を示す。)	建設 (国土交通) 大臣告示等
(前に続く)	第 44 条 (木造 はり等の横架材)	昭和 56 年建設省告示第 1100 号 (建築基準法施行令第 46 条第 4 項表 1 (1) 項から (7) 項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値)
	第 45 条 (木造 筋かい)	昭和 62 年建設省告示第 1898 号 (構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件)
	第 46 条 (木造 構造耐力上必要な軸組等)	昭和 62 年建設省告示第 1899 号 (木造若しくは鉄骨造の建築物又は建築物の構造部分の構造耐力上安全であることを確かめるための構造計算の基準)
	第 47 条 (木造 構造耐力上主要な部分である継手又は仕口)	平成 12 年建設省告示第 1351 号 (木造の建築物に物置等を設ける場合に階の床面積に加える面積を定める件)
	第 48 条 (木造 学校の木造校舎)	平成 12 年建設省告示第 1352 号 (木造建築物の軸組の設置の基準を定める件)
	第 49 条 (木造 外壁内部等の防腐措置等)	平成 12 年建設省告示第 1460 号 (木造の継手及び仕口の構造方法を定める件)
	第 51 条 (組積造 適用の範囲)	昭和 62 年建設省告示第 1899 号 (木造若しくは鉄骨造の建築物又は建築物の構造部分の構造耐力上安全であることを確かめるための構造計算の基準)
	第 52 条 (組積造 組積造の施工)	平成 12 年建設省告示第 1453 号 (学校の木造の校舎の日本工業規格を指
	第 54 条 (組積造 壁の長さ)	定する件)
	第 55 条 (組積造 壁の厚さ)	平成 12 年建設省告示第 1353 号 (補強された組積造の建築物の部分等の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件)

建築基準法	建築基準法施行令等 (法令名称なしは建築基準法施行令を示す。)	建設 (国土交通) 大臣告示等
(前)に続く)	<p>第 56 条 (組積造 臥梁)</p> <p>第 57 条 (組積造 開口部)</p> <p>第 58 条 (組積造 壁のみぞ)</p> <p>第 59 条 (組積造 鉄骨組積造である壁)</p> <p>第 59 条の 2 (組積造 補強を要する組積造)</p> <p>第 60 条 (組積造 手すり又は手すり壁)</p> <p>第 61 条 (組積造 組積造のへい)</p> <p>第 62 条 (組積造 構造耐力上主要な部分等のささえ)</p> <p>第 62 条の 2 (補強コンクリートブロック造 適用の範囲)</p> <p>第 62 条の 4 (補強コンクリートブロック造 耐力壁)</p> <p>第 62 条の 5 (補強コンクリートブロック造 臥梁)</p> <p>第 62 条の 6 (補強コンクリートブロック造 目地及び空洞部)</p> <p>第 62 条の 7 (補強コンクリートブロック造 帳壁)</p> <p>第 62 条の 8 (補強コンクリートブロック造 扉)</p> <p>第 63 条 (鉄骨造 適用の範囲)</p> <p>第 64 条 (鉄骨造 材料)</p> <p>第 65 条 (鉄骨造 圧縮材の有効細長比)</p> <p>第 66 条 (鉄骨造 柱の脚部)</p> <p>第 67 条 (鉄骨造 接合)</p> <p>第 68 条 (鉄骨造 高力ボルト、ボルト及びびりベット)</p>	<p>平成 12 年建設省告示第 1354 号 (組積造の建築物等を補強する構造方法を定める件)</p> <p>平成 12 年建設省告示第 1355 号 (補強コンクリートブロック造の扉の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件)</p> <p>平成 12 年建設省告示第 1456 号 (鉄骨造の柱の脚部を基礎に緊結する構造方法を定める件)</p> <p>平成 12 年建設省告示第 1464 号 (鉄骨造の継手又は仕口の構造方法を定める件)</p>

建築基準法	建築基準法施行令等 (法令名称なしは建築基準法施行令を示す。)	建設 (国土交通) 大臣告示等
(前)に続く)	<p>第 69 条 (鉄骨造 斜材、壁等の配置)</p> <p>第 70 条 (鉄骨造 柱の防火被覆)</p> <p>第 71 条 (鉄筋コンクリート造 適用の範囲)</p> <p>第 72 条 (鉄筋コンクリート造 コンクリートの材料)</p> <p>第 73 条 (鉄筋コンクリート造 鉄筋の継手及び定着)</p> <p>第 74 条 (鉄筋コンクリート造 コンクリートの強度)</p> <p>第 75 条 (鉄筋コンクリート造 コンクリートの養生)</p> <p>第 76 条 (鉄筋コンクリート造 型わく及び支柱の除去)</p> <p>第 77 条 (鉄筋コンクリート造 柱の構造)</p> <p>第 77 条の 2 (鉄筋コンクリート造 床版の構造)</p> <p>第 78 条 (鉄筋コンクリート造 はりの構造)</p> <p>第 78 条の 2 (鉄筋コンクリート造 耐力壁)</p> <p>第 79 条 (鉄筋コンクリート造 鉄筋のかぶり厚さ)</p> <p>第 79 条の 2 (鉄骨鉄筋コンクリート造 適用の範囲)</p>	<p>昭和 62 年建設省告示第 1899 号 (木造若しくは鉄骨造の建築物又は建築物の構造部分の構造耐力上安全であることを確かめるための構造計算の基準)</p> <p>平成 12 年建設省告示第 1356 号 (鉄骨造の建築物について一の柱のみの火熱による耐力の低下によって建築物全体が容易に倒壊するおそれがある場合等を定める件)</p> <p>平成 12 年建設省告示第 1463 号 (鉄筋の継手の構造方法を定める件)</p> <p>昭和 56 年建設省告示第 1102 号 (設計基準強度との関係において安全上必要なコンクリート強度の基準等)</p> <p>昭和 46 年建設省告示第 110 号 (現場打コンクリートの型わく及び支柱のとりはずしに関する基準)</p> <p>昭和 56 年建設省告示第 1106 号 (鉄筋コンクリート造の柱の帯筋比を算出する方法)</p> <p>平成 13 年国土交通省告示第 1372 号 (建築基準法施行令第 79 条第 1 項の規定を適用しない鉄筋コンクリート造の部材及び同令第 79 条の 3 第 1 項の規定を適用しない鉄骨鉄筋コンクリート造の部材の構造方法を定める件)</p>

建築基準法	建築基準法施行令等 (法令名称なしは建築基準法施行令を示す。)	建設 (国土交通) 大臣告示等
(前)に続く)	<p>第79条の3 (鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄骨のかぶり厚さ)</p> <p>第79条の4 (鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造に対する第5節及び第6節の規定の準用)</p> <p>第80条 (無筋コンクリート造 無筋コンクリート造に対する第4節及び第6節の規定の準用)</p> <p>第80条の2 (構造方法に関する補則)</p>	<p>平成13年国土交通省告示第1372号 (建築基準法施行令第79条第1項の規定を適用しない鉄筋コンクリート造の部材及び同令第79条の3第1項の規定を適用しない鉄骨鉄筋コンクリート造の部材の構造方法を定める件)</p> <p>昭和58年建設省告示第1320号 (プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準)</p> <p>平成12年建設省告示第2009号 (免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件)</p> <p>平成13年国土交通省告示第1025号 (壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件)</p> <p>平成13年国土交通省告示第1026号 (壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件)</p> <p>平成13年国土交通省告示第1540号 (枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件)</p> <p>平成13年国土交通省告示第1641号 (薄板軽量形鋼造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件)</p> <p>平成14年国土交通省告示第326号 (構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版にデッキプレート版を用いる場合における当該床版又は屋根版の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件)</p> <p>平成14年国土交通省告示第410号 (アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件)</p> <p>平成14年国土交通省告示第411号 (丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件)</p>

建築基準法	建築基準法施行令等 (法令名称なしは建築基準法施行令を示す。)	建設 (国土交通) 大臣告示等
(前)に続く)	(前)に続く)	平成 14 年国土交通省告示第 463 号 (構造耐力上主要な部分にシステムトラスを用いる場合における当該構造耐力上主要な部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件)
		平成 14 年国土交通省告示第 464 号 (コンクリート充填鋼管造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件)
		平成 14 年国土交通省告示第 474 号 (特定畜舎等建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件)
		平成 14 年国土交通省告示第 666 号 (膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件)
		平成 14 年国土交通省告示第 667 号 (テント倉庫建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件)
		平成 15 年国土交通省告示第 463 号 (鉄筋コンクリート組積造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件)
		平成 19 年国土交通省告示第 599 号 (構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に軽量気泡コンクリートパネルを用いる場合における当該床版又は屋根版の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件)
第 80 条の 3	(土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の構造方法)	平成 13 年国土交通省告示第 383 号 (土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の外壁等の構造方法並びに当該構造方法を用いる外壁等と同等以上の耐力を有する門又は扉の構造方法を定める件)
第 81 条第 1 項	(構造計算 総則)	平成 12 年建設省告示第 1461 号 (超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件)
第 81 条第 2 項	(構造計算 総則)	昭和 58 年建設省告示第 1320 号 (プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準)
		平成 13 年国土交通省告示第 1025 号 (壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件)

建築基準法	建築基準法施行令等 (法令名称なしは建築基準法施行令を示す。)	建設 (国土交通) 大臣告示等
(前)に続く)	(前)に続く)	<p>平成 13 年国土交通省告示第 1540 号 (枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件)</p> <p>平成 14 年国土交通省告示第 666 号 (膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件)</p> <p>平成 15 年国土交通省告示第 463 号 (鉄筋コンクリート組積造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件)</p> <p>平成 20 年国土交通省告示第 37 号 (2 以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物に係る保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件)</p> <p>平成 12 年建設省告示第 2009 号 (免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件)</p> <p>平成 17 年国土交通省告示第 631 号 (エネルギーの釣合いに基づき耐震計算等の構造計算を定める件)</p> <p>平成 19 年国土交通省告示第 1274 号 (建築物の張り間方向又はけた行方向の規模又は構造に基づく許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件)</p> <p>平成 20 年国土交通省告示第 38 号 (2 以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物に係る許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件)</p> <p>昭和 58 年建設省告示第 1320 号 (プレストレスコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件)</p> <p>平成 14 年国土交通省告示第 474 号 (特定畜舎等建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件)</p> <p>平成 14 年国土交通省告示第 667 号 (テナント倉庫建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件)</p>
	第 81 条第 3 項 (構造計算 総則)	

建築基準法	建築基準法施行令等 (法令名称なしは建築基準法施行令を示す。)	建設 (国土交通) 大臣告示等
(前)に続く)	(前)に続く)	平成 19 年国土交通省告示第 832 号 (建築基準法施行令第 82 条各号及び同令第 82 条の 4 に定めるところによる構造計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件)
第 81 条第 4 項 (構造計算 総則)	第 81 条第 4 項 (構造計算 総則)	平成 19 年国土交通省告示第 594 号 (保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法を定める件)
第 82 条 (保有水平耐力計算)	第 82 条 (保有水平耐力計算)	平成 12 年建設省告示第 1459 号 (建築物の使用上の支障が起こらないことを確かめる必要がある場合及びその確認方法を定める件)
第 82 条の 2 (層間変形角)	第 82 条の 2 (層間変形角)	平成 19 年国土交通省告示第 594 号 (保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法を定める件)
第 82 条の 3 (保有水平耐力)	第 82 条の 3 (保有水平耐力)	平成 19 年国土交通省告示第 594 号 (保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法を定める件)
第 82 条の 4 (屋根ふき材等の構造計算)	第 82 条の 4 (屋根ふき材等の構造計算)	昭和 55 年建設省告示第 1792 号 (Ds 及び Fes を算出する方法を定める件)
第 82 条の 5 (限界耐力計算)	第 82 条の 5 (限界耐力計算)	平成 12 年建設法告示第 1458 号 (屋根ふき材及び屋外に面する帳壁の風圧に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件)
第 82 条の 6 (許容応力度等計算)	第 82 条の 6 (許容応力度等計算)	平成 12 年建設省告示第 1457 号 (損傷限界変位、Td、Bdi、層間変位、安全限界変位、Ts、Bsi、Fh 及び Gs を計算する方法並びに屋根ふき材等及び外壁等の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件)
第 83 条 (荷重及び外力の種類)	第 83 条 (荷重及び外力の種類)	平成 19 年国土交通省告示第 594 号 (保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法を定める件)
第 84 条 (固定荷重)	第 84 条 (固定荷重)	昭和 55 年建設省告示第 1791 号 (建築物の地震に対する安全性を確かめるために必要な構造計算の基準を定める件)
第 85 条 (積載荷重)	第 85 条 (積載荷重)	

建築基準法	建築基準法施行令等 (法令名称なしは建築基準法施行令を示す。)	建設 (国土交通) 大臣告示等
(前)に続く)	<p>第 86 条 (積雪荷重)</p> <p>第 87 条 (風圧力)</p> <p>第 88 条 (地震力)</p> <p>第 89 条・第 95 条 (許容応力度・材料強度 木材)</p> <p>第 90 条・第 96 条 (許容応力度・材料強度 鋼材等)</p> <p>第 92 条・第 98 条 (許容応力度・材料強度 溶接)</p> <p>第 92 条の 2 (許容応力度 高力ボルト接合)</p> <p>第 91 条・第 97 条 (許容応力度・材料強度 コンクリート)</p> <p>第 93 条 (許容応力度 地盤及び基礎ぐい)</p>	<p>平成 12 年建設省告示第 1455 号 (多雪区域を指定する基準及び垂直積雪量を定める基準を定める件)</p> <p>平成 12 年建設省告示第 1454 号 (E の数値を算出する方法並びに V_0 及び風力係数の数値を定める件)</p> <p>昭和 55 年建設省告示第 1793 号 (Z の数値、R_t 及び A_i を算出する方法並びに地盤が著しく軟弱な区域として特定行政庁が指定する基準を定める件)</p> <p>平成 12 年建設省告示第 1452 号 (木材の基準強度 F_c、F_t、F_b 及び F_s を定める件)</p> <p>平成 12 年建設省告示第 1451 号 (炭素鋼のボルトのせん断に対する許容応力度及び材料強度を定める件)</p> <p>平成 12 年建設省告示第 2464 号 (鋼材等及び溶接部の許容応力度並びに材料強度の基準強度を定める件)</p> <p>平成 12 年建設省告示第 2466 号 (高力ボルトの基準張力、引張接合部の引張りの許容応力度及び材料強度の基準強度を定める件)</p> <p>平成 12 年建設省告示第 2464 号 (鋼材等及び溶接部の許容応力度並びに材料強度の基準強度を定める件)</p> <p>平成 12 年建設省告示第 2466 号 (高力ボルトの基準張力、引張接合部の引張りの許容応力度及び材料強度の基準強度を定める件)</p> <p>平成 12 年建設省告示第 1450 号 (コンクリートの付着、引張り及びせん断に対する許容応力度及び材料強度を定める件)</p> <p>平成 13 年国土交通省告示第 1113 号 (地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法並びにその結果に基づき地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を定める方法を定める件)</p>

建築基準法 (前に続く)	建築基準法施行令等 (法令名称なしは建築基準法施行令を示す。)	建設 (国土交通) 大臣告示等
	第94条・第99条 (許容応力度・材料強度 補則)	平成12年建設省告示第2466号 (高力ボルトの基準張力、引張接合部の引張りの許容応力度及び材料強度の基準強度を定める件) 平成13年国土交通省告示第1024号 (特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件) 平成13年国土交通省告示第1113号 (地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法並びにその結果に基づき地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を定める方法を定める件)
	第129条の2の4第一号 (建築設備の構造強度) 第129条の2の4第二号 (建築設備の構造強度) 第129条の2の4第三号 (建築設備の構造強度)	平成12年建設省告示第1388号 (建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定める件) 平成12年建設省告示第1389号 (屋上から突出する水槽、煙突等の構造計算の基準を定める件)
	建築基準法施行規則第8条の3 (枠組壁工法を用いた建築物等の構造方法)	平成13年国土交通省告示第1541号 (構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁及び床版の構造方法を定める件)

参考資料 2

「構造関係規定」に関する 法適合確認チェックリスト (例)

参考資料 2

「構造関係規定」に関する 法適合確認チェックリスト(例)

[チェックリストについて]

- ・ 構造設計一級建築士以外の一級建築士が構造設計を行い、構造設計一級建築士が法適合確認を行う際の参考として、構造関係規定・構造設計図書とこれに明示すべき事項に係るチェックリストを例示したものである。

[記入欄の活用方法について]

- ・ 記入欄については、
 - ① 設計者（構造設計を行った構造設計一級建築士以外の一級建築士）のチェック欄（記入欄1）
 - ② 法適合確認を行う構造設計一級建築士のチェック欄（記入欄2）として使用することを想定し、2つの記入欄を設けているが、個別の事案に即して欄を拡充するなど、適宜、加工して使用することが考えられる。

「構造関係規定」に関する法適合確認チェックリスト (例)

I. 建築基準法第20条

構造関係規定	図書の種類	明示すべき事項	記入欄記入欄 1 2	備考
建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。) 第3章第2節の規定が適用される建築物 [構造部材等]	各階平面図	1 基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種類及び寸法		
	2面以上の立面図	2 屋根ふき材、内装材、外装材、転壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの種類、位置及び寸法		
	2面以上の断面図	屋根ふき材、内装材、外装材、転壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの取り付け部分の構造方法		
	基礎伏図	構造耐力上主要な部分のうち特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものに用いる材料の腐食、腐朽若しくは摩損のおそれの程度又はさび止め、防錆若しくは摩損防止の措置		
	使用構造材料一覧表	支持地盤の種類及び位置		
	基礎・地盤説明書	基礎の種類		
		基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置		
		基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出方法		
		木ぐい及び常水面の位置		
		施工方法等計画書	打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいの打撃力等に対する構造耐力上の安全性を確保するための措置	
令第3章第3節の規定が適用される建築物 [木造]	令第38条第3項若しくは第4項又は令第39条第2項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第38条第3項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		
	各階平面図	令第38条第4項の構造計算の結果及びその算出方法		
	2面以上の立面図	令第39条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		
	2面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法		

構造関係規定	図書の種類	明示すべき事項	記入欄記入欄 1 2	備考
(前に続く)	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種類並びに開口部の位置、形状及び寸法		
	各階床伏図			
	小屋伏図			
	2面以上の軸組図	屋根ふき材の種類		
	構造詳細図	柱の有効細長比		
		構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法		
		構造耐力上主要な部分である継手又はは仕口の構造方法		
		外壁のうち、軸組が腐りやすい構造である部分の下部		
		構造耐力上主要な部分である部材の地面から1メートル以内の部分の防錆又は防蟻措置		
		使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質	
	令第40条ただし書、令第42条ただし書、令第43条第1項ただし書、令第46条第1項、令第47条第2項第1号、令第48条第1号ハ、令第49条第1項、令第49条第2項、令第49条第3項、令第49条第4項、令第49条第5項、令第49条第6項、令第49条第7項、令第49条第8項、令第49条第9項、令第49条第10項、令第49条第11項、令第49条第12項、令第49条第13項、令第49条第14項、令第49条第15項、令第49条第16項、令第49条第17項、令第49条第18項、令第49条第19項、令第49条第20項、令第49条第21項、令第49条第22項、令第49条第23項、令第49条第24項、令第49条第25項、令第49条第26項、令第49条第27項、令第49条第28項、令第49条第29項、令第49条第30項、令第49条第31項、令第49条第32項、令第49条第33項、令第49条第34項、令第49条第35項、令第49条第36項、令第49条第37項、令第49条第38項、令第49条第39項、令第49条第40項、令第49条第41項、令第49条第42項、令第49条第43項、令第49条第44項、令第49条第45項、令第49条第46項、令第49条第47項、令第49条第48項、令第49条第49項、令第49条第50項、令第49条第51項、令第49条第52項、令第49条第53項、令第49条第54項、令第49条第55項、令第49条第56項、令第49条第57項、令第49条第58項、令第49条第59項、令第49条第60項、令第49条第61項、令第49条第62項、令第49条第63項、令第49条第64項、令第49条第65項、令第49条第66項、令第49条第67項、令第49条第68項、令第49条第69項、令第49条第70項、令第49条第71項、令第49条第72項、令第49条第73項、令第49条第74項、令第49条第75項、令第49条第76項、令第49条第77項、令第49条第78項、令第49条第79項、令第49条第80項、令第49条第81項、令第49条第82項、令第49条第83項、令第49条第84項、令第49条第85項、令第49条第86項、令第49条第87項、令第49条第88項、令第49条第89項、令第49条第90項、令第49条第91項、令第49条第92項、令第49条第93項、令第49条第94項、令第49条第95項、令第49条第96項、令第49条第97項、令第49条第98項、令第49条第99項、令第49条第100項			
	令第40条ただし書に規定する用途又は規模への適合性審査に必要な事項			
	令第42条ただし書に規定する基準への適合性審査に必要な事項			
	令第43条第1項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法			
	令第43条第2項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法			
	令第46条第2項第1号イに規定する基準への適合性審査に必要な事項			
	令第46条第2項第1号ハの構造計算の結果及びその算出方法			
	令第46条第3項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法			
	令第46条第4項に規定する基準への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第1項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第3項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第4項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第5項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第6項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第7項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第8項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第9項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第10項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第11項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第12項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第13項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第14項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第15項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第16項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第17項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第18項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第19項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第20項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第21項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第22項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第23項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第24項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第25項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第26項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第27項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第28項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第29項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第30項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第31項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第32項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第33項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第34項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第35項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第36項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第37項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第38項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第39項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第40項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第41項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第42項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第43項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第44項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第45項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第46項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第47項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第48項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第49項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第50項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第51項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第52項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第53項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第54項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第55項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第56項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第57項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第58項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第59項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第60項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第61項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第62項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第63項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第64項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第65項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第66項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第67項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第68項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第69項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第70項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第71項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第72項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第73項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第74項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第75項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第76項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第77項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第78項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第79項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第80項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第81項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第82項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第83項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第84項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第85項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第86項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第87項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第88項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第89項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第90項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第91項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第92項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第93項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第94項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第95項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第96項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第97項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第98項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第99項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第100項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			

参考資料2 「構造関係規定」に関する法適合確認チェックリスト(例)

構造関係規定	図書の種類	明示すべき事項	記入欄記入欄 1 2	備考
(前に続く)	(前に続く)	構造耐力上主要な部分に用いている材料の種別	1	
令第3章第4節の 規定が適用される 建築物 [組積造]	使用構造材料 一覧表	構造耐力上主要な部分に用いている材料の種別	2	
	配置図	コンクリートブロックの組積方法		
	各階平面図	補強コンクリートブロックの耐力壁、門又は扉 の縦筋の接合方法		
	2面以上の立面図	令第62条の4第1項から第3項までに規定す る基準への適合性審査に必要な事項		
	2面以上の断面図	令第62条の5第2項に規定する基準への適合 性審査に必要な事項		
	基礎伏図	令第62条の8ただし書の構造計算の結果及び その算出方法		
	各階床伏図			
	小屋伏図			
	2面以上の軸組図			
	構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸 法並びに開口部の位置、形状及び寸法		
	使用構造材料 一覧表	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含 む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別 並びに開口部の位置、形状及び寸法		
	施工方法等計画書	圧縮材の有効細長比		
	令第51条第1項 ただし書、令第 55条第2項、令 第57条第1項第 一及び第二号又 は令第59条の2 の規定に適合す ることの確認に必 要な図書	構造耐力上主要な部分である部材(接合部並 びに継手及び仕口の構造方法 及び仕口の構造方法		
	令第66条、令第 67条第2項、令 第69条又は令第 70条の規定に適 合することの確認 に必要な図書	構造耐力上主要な部分に用いている材料の種別		
	配置図	令第66条、令第67条第2項、令第69条又は令第70条の規定に適合する基準への適合性審査に必要な事項		
	各階平面図	令第67条第2項に規定する構造方法への適合 性審査に必要な事項		
	2面以上の立面図	令第69条の構造計算の結果及びその算出方法		
	2面以上の断面図	令第70条に規定する構造方法への適合性審査 に必要な事項		
	基礎伏図	令第70条に規定する1の柱のみの火熱による 耐力の低下によって建築物全体が容易に倒壊す るおそれがある場合として国土交通大臣が定め る場合に該当することを確認するために必要な 事項		
	各階床伏図			
	小屋伏図			
	2面以上の軸組図			
	構造詳細図			

構造関係規定	図書の種類	明示すべき事項	記入欄記入欄 1 2	備考
(前に続く)	(前に続く)	令第48条第2項第二号に規定する規格への適 合性審査に必要な事項	1	
令第3章第4節の 規定が適用される 建築物 [組積造]	配置図	組積造の扉の位置	2	
	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及 び手すり又は手すり壁の位置及び寸法並びに開 口部の位置、形状及び寸法		
	2面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含 む。)、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置、 寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の 位置、形状及び寸法		
	2面以上の断面図	扉の寸法、構造方法、基礎の根入れ深さ並びに 材料の種別及び寸法		
	基礎伏図	構造耐力上主要な部分に用いている材料の種別		
	各階床伏図	使用するモルタルの調合等の組積材の施工方法 の計画		
	小屋伏図	令第51条第1項ただし書の構造計算の結果及 びその算出方法		
	2面以上の軸組図	令第55条第2項に規定する基準への適合性審 査に必要な事項		
	構造詳細図	令第57条第1項第一号及び第二号に規定する 基準への適合性審査に必要な事項		
	使用構造材料 一覧表	令第59条の2に規定する構造方法への適合性 審査に必要な事項		
	施工方法等計画書	補強コンクリートブロック造の扉の位置		
	令第66条、令第 67条第2項、令 第69条又は令第 70条の規定に適 合することの確認 に必要な図書	構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及 び手すり又は手すり壁の位置及び寸法並びに開 口部の位置、形状及び寸法		
	配置図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含 む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別 並びに開口部の位置、形状及び寸法		
	各階平面図	扉の寸法、構造方法、基礎の丈及び根入れ深さ 並びに材料の種別及び寸法		
	2面以上の立面図	扉の寸法、構造方法、基礎の丈及び根入れ深さ 並びに材料の種別及び寸法		
	2面以上の断面図	扉の寸法、構造方法、基礎の丈及び根入れ深さ 並びに材料の種別及び寸法		
	基礎伏図	扉の寸法、構造方法、基礎の丈及び根入れ深さ 並びに材料の種別及び寸法		
	各階床伏図			
	小屋伏図			
	2面以上の軸組図			
	構造詳細図			
	使用構造材料 一覧表	鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法		

構造関係規定	図書の種類	明示すべき事項	記入欄記入欄		備考
			1	2	
令第3章第6節の規定が適用される建築物 [鉄筋コンクリート造]	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法 構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種類並びに開口部の位置、形状及び寸法 鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法 鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さ 構造耐力上主要な部分に用いる材料の種類 コンクリートの骨材、水及び混和材料の種類 コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法 コンクリートの型枠の取外し時期及び方法	使用構造材料一覧表	1	2
	2面以上の立面図		令第66条、令第67条第2項、令第69条、令第73条第2項ただし書、令第77条第6号、令第77条第2項ただし書、令第79条第2項又は令第79条第3項の規定に適合することの確認に必要な図書		
	2面以上の断面図		令第73条第2項ただし書、令第77条第1項又は令第79条第2項の規定に適合することの確認に必要な図書		
	基礎伏図		配置図		
	各階床伏図		各階平面図		
	小屋伏図		2面以上の立面図		
	2面以上の軸組図		2面以上の断面図		
	構造詳細図		基礎伏図		
			各階床伏図		
			小屋伏図		
令第3章第6節の規定が適用される建築物 [鉄骨鉄筋コンクリート造]	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法 構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種類並びに開口部の位置、形状及び寸法 圧縮材の有効細長比 構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口の構造方法 鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法 鉄筋及び鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さ	使用構造材料一覧表	1	2
	2面以上の立面図		令第66条、令第67条第2項、令第69条、令第73条第2項ただし書、令第77条第6号、令第77条第2項ただし書、令第79条第2項又は令第79条第3項の規定に適合することの確認に必要な図書		
	2面以上の断面図		令第73条第2項ただし書、令第77条第1項又は令第79条第2項の規定に適合することの確認に必要な図書		
	基礎伏図		配置図		
	各階床伏図		各階平面図		
	小屋伏図		2面以上の立面図		
	2面以上の軸組図		2面以上の断面図		
	構造詳細図		基礎伏図		
			各階床伏図		
			小屋伏図		
令第3章第7節の規定が適用される建築物 [無筋コンクリート造]	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法 構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種類並びに開口部の位置、形状及び寸法 無筋コンクリート造の壁の位置、構造方法及び寸法	使用構造材料一覧表	1	2
	2面以上の立面図		令第66条、令第67条第2項、令第69条、令第73条第2項ただし書、令第77条第6号、令第77条第2項ただし書、令第79条第2項又は令第79条第3項の規定に適合することの確認に必要な図書		
	2面以上の断面図		令第73条第2項ただし書、令第77条第1項又は令第79条第2項の規定に適合することの確認に必要な図書		
	基礎伏図		配置図		
	各階床伏図		各階平面図		
	小屋伏図		2面以上の立面図		
	2面以上の軸組図		2面以上の断面図		
	構造詳細図		基礎伏図		
			各階床伏図		
			小屋伏図		

参考資料2
 「構造関係規定」に関する法
 適合確認チェックリスト(例)

参考資料2 「構造関係規定」に関する法適合確認チェックリスト(例)

構造関係規定	図書の種類	明示すべき事項	記入欄記入備考	
			1	2
(前に続く)	令第51条第1項ただし書、令第55条第2項、令第57条第1項第1号及び第2号又は令第59条の2の規定に適合することの確認に必要な図書	令第51条第1項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法 令第55条第2項に規定する基準への適合性審査に必要な事項 令第57条第1項第1号及び第2号に規定する基準への適合性審査に必要な事項 令第59条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		
令第3章第7節の2の規定が適用される建築物 [構造方法に関する補則]	令第80条の2又は令第80条の3の規定に適合することの確認に必要な図書	令第80条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第80条の3に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		
令第3章第8節の規定が適用される建築物 [構造計算]	各階平面図、2面以上の立面図、2面以上の断面図、基礎伏図、小屋伏図、2面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法 構造計算においてその影響を考慮した非構造部材の位置、形状、寸法及び材料の種別		
建築基準法施行規則第8条の3の規定が適用される建築物 [枠組壁工法を用いた建築物等の構造方法]	第8条の3の規定に適合することの確認に必要な図書	第8条の3に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		

II. 建築基準法第20条 令第81条、82条

構造関係規定	図書の種類	明示すべき事項	記入欄記入欄 1 2	備考
令第81条 第2項第1号イに規定する保有力計算の適用に関する事項	国土交通大臣が定める様式による構造計算概要書 構造計算チェックリスト	国土交通大臣が定める様式による構造計算概要書に記載すべき事項		
令第82条第1号イに規定する保有力計算の適用に関する事項	使用構造材料一覧表	プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によって安全性を確保することのできる建築物の構造の種類、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項 構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用されるすべての材料の種類（規格がある場合には、当該規格）及び使用部位 使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法 使用する指定建築材料が法第37条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合には、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号		
令第81条第2項第1号イに規定する保有力計算の適用に関する事項	特別な調査又は研究の結果等説明書	法第68条の26の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合にあっては、その認定番号、使用条件及び内容は、その調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われている場合にあっては、その検討内容 構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容		

構造関係規定	図書の種類	明示すべき事項	記入欄記入欄 1 2	備考
(前に続く) 令第82条各号関係 【保有水平耐力計算】	基礎・地盤説明書（国土交通大臣があらかじめ認定した算出方法により基礎ぐい等の許容支持力を算出する場合に当該認定に係る認定書の写しを添えた場合にあつては、当該算出方法に係る図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。） 略伏図 略軸組図 部材断面表 荷重・外力計算書	地盤調査方法及びその結果 地層構成、支持地盤及び建築物（地下部分を含む。）の位置 地下水位（地階を有しない建築物に直接基礎を用いた場合を除く。） 基礎の工法（地盤改良を含む。）の種類、位置、形状、寸法及び材料の種類 構造計算において用いた支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値 地盤の許容応力度並びに基礎及び基礎ぐいの許容支持力の数値及びそれらの算出方法 各階の構造耐力上主要な部分である部材の種類、配置及び寸法並びに開口部の位置 すべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種類、配置及び寸法並びに開口部の位置 各階及びすべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び仕様 固定荷重の数値及びその算出方法 各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法 各階又は各部分の用途ごとに大規模な設備、塔屋その他の特殊な荷重（以下「特殊な荷重」という。）の数値及びその算出方法 積雪荷重の数値及びその算出方法 風圧力の数値及びその算出方法 地震力の数値及びその算出方法 土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力の数値及びそれらの算出方法 略伏図上に記載した特殊な荷重の分布		

参考資料2 「構造関係規定」に関する法適合確認チェックリスト(例)

構造関係規定	図書の種類	図書の種類	明示すべき事項	記入欄記入欄 1 2	備考
(前に続く)	令第82条の2関係[層間変形角]	層間変形角計算書	層間変位の計算に用いる地震力 地震力によって各階に生ずる水平方向の層間変位の算出方法 各階及び各方向の層間変形角の算出方法		
		層間変形角計算結果一覧表	各階及び各方向の層間変形角 各階及び各方向の層間変形角 損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容(層間変形角が200分の1を超え120分の1以内である場合に限る。)		
	令第82条の3関係[保有水平耐力]	保有水平耐力計算書	保有水平耐力計算に用いる地震力 各階及び各方向の保有水平耐力の算出方法 令第82条の3第二号に規定する各階の構造特性を表すDs(以下この表において「Ds」という。)の算出方法 令第82条の3第二号に規定する各階の形状特性を表すFes(以下この表において「Fes」という。)の算出方法 各階及び各方向の必要保有水平耐力の算出方法 構造耐力上主要な部分である柱、はり若しくは壁又はこれらの接合部について、局座屈、せん断破壊等による構造耐力上支障のある急激な耐力の低下が生ずるおそれのないことについての検証内容 各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合における外力分布 架橋の崩壊形 保有水平耐力、Ds、Fes及び必要保有水平耐力の数値 各階及び各方向のDsの算定時における構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の分布及び塑性ヒンジの発生状況 各階及び各方向の構造耐力上主要な部分である部材の部材群としての部材種別 各階及び各方向の保有水平耐力時における構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の分布及び塑性ヒンジの発生状況		

構造関係規定	図書の種類	明示すべき事項	記入欄記入欄 1 2	備考
(前に続く)	応力計算書(国土交通大臣が定める様式による応力図及び基礎反力図を含む。)	構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法		
	応力計算書(国土交通大臣が定める様式による応力図及び基礎反力図を含む。)	地震時(風圧力によって生ずる力が地震力によって生ずる力を上回る場合にあっては、暴風時)における柱が負担するせん断力及びその分担率並びに耐力壁又は筋かいが負担するせん断力及びその分担率 国土交通大臣が定める様式による応力図(以下この表において単に「応力図」という。)		
	断面計算書(国土交通大臣が定める様式による断面検定比図を含む。)	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、部材に付す記号、部材断面の仕様、部材に生じる荷重の種類及び当該荷重が作用する方向 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の軸方向、曲げ及びせん断の応力度 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の軸方向、曲げ及びせん断の許容応力度 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の応力度と許容応力度の比率 国土交通大臣が定める様式による断面検定比図(以下この表において単に「断面検定比図」という。)に記載すべき事項 基礎ぐい、床版、小はりその他の構造耐力上主要な部分である部材に関する構造計算の計算書 使用上の支障に関する計算書		

構造関係規定	図書の種類	明示すべき事項	記入欄記入欄 1 2	備考
(前に続く)	(前に続く)	使用する指定建築材料が法第37条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合は、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号		
	特別な調査又は研究の結果等説明書	法第68条の26の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合にあっては、その認定番号、使用条件及び内容 特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われている場合にあっては、その検討内容 構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容		
	基礎・地盤説明書(国土交通大臣があらかじめ適切であると認定した算出方法により基礎ぐいの許容支持力を算出する場合で当該認定に係る認定書の写しを添えた場合にあっては、当該算出方法に係る国土交通大臣の指定したものを除く。)	基礎・地盤調査方法及びその結果 地層構成、支持地盤及び建築物(地下部分を含む。)の位置 地下水位(地階を有しない建築物に直接基礎を用いた場合を除く。) 基礎の工法(地盤改良を含む。)の種類、位置、形状、寸法及び材料の種類 構造計算において用いた支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値 地盤の許容応力度並びに基礎及び基礎ぐいの許容支持力の数値及びそれらの算出方法		
	略伏図	各階の構造耐力上主要な部分である部材の種類、配置及び寸法並びに開口部の位置		
	略軸組図	すべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種類、配置及び寸法並びに開口部の位置		
	部材断面表	各階及びすべての通りの断面の形状、寸法及び仕様		

構造関係規定	図書の種類	明示すべき事項	記入欄記入欄 1 2	備考
(前に続く)	(前に続く)	各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合において、建築物の各方向におけるせん断力と層間変形角の関係 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する軒壁に使用されるすべての材料の種類(規格がある場合)及び使用部位 使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法 使用する指定建築材料が法第37条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合は、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号 風圧力の数値及びその算出方法 屋根ふき材及び屋外に面する軒壁に生ずる力の数値及びその算出方法 令第82条の4に規定する構造計算の計算書		
令第82条の4関係 [屋根ふき材等の構造計算]	使用構造材料一覧表			
	荷重・外力計算書			
	応力計算書			
	屋根ふき材等計算書			
令第81条第2項第一号 に規定する限界耐力計算により安全性を確かめた建築物	国土交通大臣が定める様式による構造計算概要書 構造計算チェックリスト	国土交通大臣が定める様式による構造計算概要書に記載すべき事項 プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によって安全性を確かめることのできる建築物の構造の種類、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項		
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)に使用されるすべての材料の種類(規格がある場合)及び使用部位 使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法		

参考資料2
「構造関係規定」に関する法
適合確認チェックリスト(例)

構造関係規定	図書の種類	明示すべき事項	記入欄記入欄 1 2	備考
(前に続く)	屋根ふき材等計算書	令第82条の5第七号に規定する構造計算の計算書	1	
	土砂災害特別警戒区域内破壊防止計算書	令第82条の5第八号に規定する構造計算の計算書	2	
令第81条第二号イに規定する許容応力度等計算により安全性を確かめた建築物	国土交通大臣が定める様式による構造計算概要書	国土交通大臣が定める様式による構造計算概要書に記載すべき事項		
	共通事項 [構造計算概要書等]			
	構造計算チェックリスト	プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によって安全性を確かめることのできる建築物の構造の種別、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項		
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用されるすべての材料の種別（規格がある場合においては、当該規格）及び使用部位		
		使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法		
		使用する指定建築材料が法第37条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合は、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号		
	特別な調査又は研究の結果等説明書	法第68条の26の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合にあっては、その認定番号、使用条件及び内容は、その認定番号、使用条件及び内容は、特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われている場合にあっては、その検査内容 構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容		

構造関係規定	図書の種類	明示すべき事項	記入欄記入欄 1 2	備考
(前に続く)	(前に続く)	各階及び各方向の保有水平耐力の数値及びその算出方法	1	
		構造耐力上主要な部分である柱、はり若しくは壁又はこれらの接合部について、局部座屈、せん断破壊等による構造耐力上支障のある急激な耐力の低下が生ずるおそれのないことについての検証内容	2	
	安全限界に関する計算結果一覧表	各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合における外力分布 各階の安全限界変位の当該各階の高さに対する割合 各階の安全限界変位の当該各階の高さに対する割合が75分の1（木造である階にあっては、30分の1）を超える場合にあっては、建築物の各階が荷重及び外力に耐えることができることについての検証内容 表層地盤による加速度の増幅率Gsの数値を精算法で算出する場合にあっては、工学的基盤の条件		
		令第82条の5第五号ハに規定する地震力及び保有水平耐力		
		各階及び各方向の安全限界変形時における構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の分布		
		各階及び各方向の安全限界変形時における構造耐力上主要な部分である部材に生ずる塑性ヒンジ及び変形の発生状況		
		各階及び各方向の保有水平耐力時における構造耐力上主要な部分である部材に生ずる塑性ヒンジ及び変形の発生状況		
		各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合において、建築物の各方向におけるせん断力と層間変形角の関係		
	基礎ぐい等計算書	基礎ぐい、床版、小はりその他の構造耐力上主要な部分である部材に関する構造計算の計算書		
	使用上の支障に関する計算書	令第82条第四号に規定する構造計算の計算書		

参考資料2
「構造関係規定」に関する法
適合確認チェックリスト(例)

参考資料2 「構造関係規定」に関する法適合確認チェックリスト(例)

構造関係規定	図書の種類	明示すべき事項	記入欄記入欄 1 2	備考
(前に続く) 令第82条各号関係 [保有水平耐力計算]	基礎・地盤説明書(国土交通大臣があらかじめ適切であると認定した算出方法により基礎ぐいの許容支持力を算出する場合で当該認定に係る認定書の写しを添えた場合にあつては、当該算出方法に係る国土交通大臣の指定したものを除く。)	地盤調査方法及びその結果 地層構成、支持地盤及び建築物(地下部分を含む。)の位置 地下水位(地階を有しない建築物に直接基礎を用いた場合を除く。)		
		基礎の工法(地盤改良を含む。)の種類、位置、形状、寸法及び材料の種類 構造計算において用いた支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値 地盤の許容応力度並びに基礎及び基礎ぐいの許容支持力の数値及びそれらの算出方法		
	略伏図	各階の構造耐力上主要な部分である部材の種類、配置及び寸法並びに開口部の位置		
	略軸組図	すべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種類、配置及び寸法並びに開口部の位置		
	部材断面表	各階及びすべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び仕様		
	荷重・外力計算書	固定荷重の数値及びその算出方法 各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法 各階又は各部分の用途ごとに特殊な荷重の数値及びその算出方法 積雪荷重の数値及びその算出方法 風圧力の数値及びその算出方法 地震力の数値及びその算出方法 土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力の数値及びそれらの算出方法 略伏図上に記載した特殊な荷重の分布		
(前に続く)	図書の種類	構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法 地震時(風圧力によって生ずる力が地震力によって生ずる力を上回る場合にあっては、暴風時)における柱が負担するせん断力及びその分担率並びに耐力壁又は筋かいが負担するせん断力及びその分担率 国土交通大臣が定める様式による応力図及び基礎反力図に記載すべき事項		
	断面計算書(国土交通大臣が定める様式による断面検定比図を含む。)	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、部材に付す記号、部材断面の仕様、部材に生じる荷重の種類及び当該荷重が作用する方向 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の軸方向、曲げ及びびせん断の応力度 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の軸方向、曲げ及びびせん断の許容応力度 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の応力度と許容応力度の比率 国土交通大臣が定める様式による断面検定比図に記載すべき事項 基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上主要な部分である部材に関する構造計算の計算書 令第82条第四号に規定する構造計算の計算書 層間変位の計算に用いる地震力 地震力によって各階に生ずる水平方向の層間変位の算出方法 各階及び各方向の層間変形角の算出方法 各階及び各方向の層間変形角 損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容(層間変形角が200分の1を超え120分の1以内である場合に限る。)		
	構造関係規定	(前に続く)		
	図書の種類	基礎ぐい等計算書 使用上の支障に關する計算書 層間変形角計算書 層間変形角計算書 層間変形角計算書 層間変形角計算結果一覧表		
	構造関係規定	令第82条の2関係 [層間変形角]		

構造関係規定	図書の種類	図書の種類	明示すべき事項	記入欄記入欄 1 2	備考
令第81条第3項に規定する構造計算等	国土交通大臣が定める様式による構造計算概要書	国土交通大臣が定める様式による構造計算概要書	国土交通大臣が定める様式による構造計算概要書に記載すべき事項		
令第82条及び各号並びに令第82条の4に定めるところによる構造計算	構造計算チェックリスト	構造計算チェックリスト	プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によって安全性を確かめることのできる建築物の構造の種類、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項		
令第82条の4に定めるところによる構造計算	使用構造材料一覧表	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用されるすべての材料の種類（規格がある場合）については、当該規格）及び使用部位		
令第82条の4に定めるところによる構造計算			使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値並びにそれらの算出方法		
令第82条の4に定めるところによる構造計算			使用する指定建築材料が法第37条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合は、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号		
特別な調査又は研究の結果等説明書			法第68条の26の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他の特殊な構造方法等が使用されている場合にあっては、その認定番号、使用条件及び内容は、その認定番号、使用条件及び内容は、特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われている場合にあっては、その検討内容		
構造計算の取定及び計算結果の適切性に関する検討内容			構造計算の取定及び計算結果の適切性に関する検討内容		

構造関係規定	図書の種類	明示すべき事項	記入欄記入欄 1 2	備考
令第82条の4関係 〔屋根ふき材等の構造計算〕	使用構造材料一覧表	屋根ふき材、外装材及び屋外に面する縦壁に使用されるすべての材料の種類（規格）及び使用部位		
		使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法		
		使用する指定建築材料が法第37条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合は、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号		
	荷重・外力計算書	風圧力の数値及びその算出方法		
	応力計算書	屋根ふき材及び屋外に面する縦壁に生ずる力の数値及びその算出方法		
	屋根ふき材等計算書	令第82条の4に規定する構造計算の計算書		
令第82条の6関係 〔許容応力度等計算〕	剛性率・偏心率等計算書	各階及び各方向の剛性率を計算する場合における層間変形角の算定に用いる層間変位の算出方法		
		各階及び各方向の剛性率の算出方法		
		各階の剛性率のねじり剛性の算出方法		
		各階及び各方向の偏心率の算出方法		
		令第82条の6第三号の規定に基づき国土交通大臣が定める基準による計算の根拠		
	剛性率・偏心率等計算結果一覧表	各階の剛性率及び偏心率		
		令第82条の6第三号の規定に基づき国土交通大臣が定める基準に適合していること		

参考資料2
「構造関係規定」に関する法
適合確認チェックリスト(例)

参考資料2 「構造関係規定」に関する法適合確認チェックリスト(例)

構造関係規定	図書の種類	図書の種類	構造関係規定	明示すべき事項	記入欄記入欄 1 2	備考
(前に続く) 令第82条各号関係[保有水平耐力計算]	基礎・地盤説明書(国土交通大臣があらかじめ適切であると認定した算出方法により基礎ぐいの許容支持力を算出する場合で当該認定に係る認定書の写しを添えた場合にあつては、当該算出方法に係る図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。)	基礎・地盤説明書(国土交通大臣があらかじめ適切であると認定した算出方法により基礎ぐいの許容支持力を算出する場合で当該認定に係る認定書の写しを添えた場合にあつては、当該算出方法に係る図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。)	(前に続く) (前に続く)	地盤調査方法及びその結果 地層構成、支持地盤及び建築物(地下部分を含む。)の位置 地下水位(地階を有しない建築物に直接基礎を用いた場合を除く。) 基礎の工法(地盤改良を含む。)の種類、位置、形状、寸法及び材料の種類 構造計算において用いた支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値 地盤の許容応力度並びに基礎及び基礎ぐいの許容支持力の数値及びそれらの算出方法		
	略伏図	各階の構造耐力上主要な部分である部材の種類、配置及び寸法並びに開口部の位置				
	略軸組図	すべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種類、配置及び寸法並びに開口部の位置				
	部材断面表	各階及びすべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び仕様				
	荷重・外力計算書	固定荷重の数値及びその算出方法 各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法 各階又は各部分の用途ごとに特殊な荷重の数値及びその算出方法 積雪荷重の数値及びその算出方法 風圧力の数値及びその算出方法 地震力の数値及びその算出方法 土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力の数値及びそれらの算出方法	令第82条の4関係[屋根ふき材等の構造計算]	構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法 地震時(風圧力によって生ずる力が地震力によって生ずる力を上回る場合にあっては、暴風時)における柱が負担するせん断力及びその分担率並びに耐力壁又は筋かいが負担するせん断力及びその分担率 国土交通大臣が定める様式による応力図及び基礎反力図に記載すべき事項		
		断面計算書(国土交通大臣が定める様式による断面検定比図を含む。)		構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、部材に付す記号、部材断面の仕様、部材に生じる荷重の種類及び当該荷重が作用する方向 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の軸方向、曲げ及びびせん断の応力度 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の軸方向、曲げ及びびせん断の許容応力度 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の応力度と許容応力度の比率 国土交通大臣が定める様式による断面検定比図に記載すべき事項 基礎ぐい等計算書 使用上の支障に關する計算書		
		使用構造材料一覧表	令第82条の4関係[屋根ふき材等の構造計算]	屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁に使用されるすべての材料の種類(規格がある場合にあっては、当該規格)及び使用部位 使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法		

構造関係規定	図書の種類	明示すべき事項	記入欄記入欄		備考
			1	2	
(前に続く) (前に続く)	(前に続く)	使用する指定建築材料が法第37条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合には、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号			
	荷重・外力計算書	風圧力の数値及びその算出方法			
	応力計算書	屋根ふき材及び屋外に面する縦壁に生ずる力の数値及びその算出方法			
	屋根ふき材等計算書	令第82条の4に規定する構造計算の計算書			
<p>構造計算書の作成に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。</p> <p>一 確認申請時に提出する構造計算書には通し頁を付すことその他の構造計算書の構成を識別できる措置を講ずること。</p> <p>二 建築物の構造等の実況に応じて、当該建築物の安全性を確かめるために必要な図書の追加、変更等を行うこと。</p> <p>三 この表の表の略伏図及び略軸組図は、構造計算における架構の様相を示した図に代えることができるものとするほか、プログラムによる構造計算を行わない場合にあっては省略することができるものとする。</p>					

Ⅲ. 建築基準法第20条に基づく構造関係規定のうち、建築設備に適用される基準

構造関係規定	図書の種類	明示すべき事項	記入欄記入欄		備考	
			1	2		
令第129条の3第1項第一号及び第2項第一号並びに令第129条の4から第129条の11までの規定が適用されるエレベーター	各階平面図	エレベーターの機械室に設ける換気上有効な開口部又は換気設備の位置 エレベーターの機械室の出入口の構造 エレベーターの機械室に通ずる階段の構造 エレベーター昇降路の壁又は囲いの全部又は一部を有さない部分の構造 エレベーターの機械室の床面積及び昇降路の水平投影面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	図書の種類	明示すべき事項	記入欄記入欄	備考
	エレベーターの仕様書	乗用エレベーター及び寝台用エレベーターである場合にあっては、エレベーターの用途及び積載量並びに最大定員 昇降行程	エレベーターの荷重を算定した際の計算書	固定荷重及び積載荷重によって主要な支持部分等に生ずる力 主要な支持部分等の断面に生ずる常時及び安全装置作動時の各応力度 主要な支持部分等の材料の破壊強度を安全率で除して求めた許容応力度 独立してかごを支え、又は吊ることができている材料の破壊強度を限界安全率で除して求めた限界の許容応力度	1	2
	エレベーターの構造詳細図	エレベーターのかご及び昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸の位置及び構造 非常の場合においてかご内の人を安全にかご外に救出することができる開口部の位置及び構造 エレベーターの駆動装置及び制御器の位置及び取付方法 エレベーターの制御器の構造 エレベーターの安全装置の位置及び構造 乗用エレベーター及び寝台用エレベーターである場合にあっては、エレベーターの用途及び積載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置	エレベーターの使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようするための措置 エレベーターの制御装置の構造 昇降口において階段の昇降を停止させることができる装置の構造 エレベーターの階段の構造 エレベーターの階段の両側に設ける手すりの構造 エレベーターの階段の幅及び階段の端から当該階段の端の側にある手すりの上端部を中心までの水平距離 エレベーターの強度検査証法により検証した際の計算書	エレベーターのかご及び昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸の位置及び構造 エレベーターの機械室の出入口に用いる材料 エレベーターの階段の定格速度 エレベーターの用途及び積載量 エレベーターの構造 エレベーターの制御装置の構造 昇降口において階段の昇降を停止させることができる装置の構造 エレベーターの階段の構造 エレベーターの階段の両側に設ける手すりの構造 エレベーターの階段の幅及び階段の端から当該階段の端の側にある手すりの上端部を中心までの水平距離 エレベーターの強度検査証法により検証した際の計算書	1	2
	エレベーターのかご及び昇降路及び機械室の断面図	乗用エレベーター及び寝台用エレベーターである場合にあっては、出入口の床先とかごの床先との水平距離及びかごの床先と昇降路の壁との水平距離 エレベーターの機械室の床面から天井又ははりの下端までの垂直距離 エレベーターの機械室に通ずる階段の構造	エレベーターの強度検査証法により検証した際の計算書	固定荷重及び積載荷重によって主要な支持部分等に生ずる力 主要な支持部分等の断面に生ずる常時及び安全装置作動時の各応力度 主要な支持部分等の材料の破壊強度を安全率で除して求めた許容応力度	1	2

構造関係規定	図書の種類	明示すべき事項	記入欄記入欄		備考
			1	2	
(前に続く)	(前に続く)	独立して階段を支え、又は吊ることができ、部分の材料の破断強度を限界安全率で除して求めた限界の許容応力度			
	エスカレーターの荷重を算定した際の計算書	エスカレーターの各部の固定荷重 エスカレーターの階段の積載荷重及びその算定方法			
令第129条の2の4第二号の規定が適用される建築物	構造詳細図	エスカレーターの階段面の水平投影面積 昇降機以外の建築設備の構造方法			
令第129条の2の4第3号の規定が適用される建築物 [建築設備の構造強度]	令第129条の2の4第3号の規定に適合することの確認に必要な図書	令第129条の2の4第3号に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			

平成21年度

改正建築士法 講習会

構造設計一級建築士が行う

法適合確認 講習会テキスト

【構造編】

平成21年4月24日発行

監修 国土交通省住宅局 建築指導課

編集 財団法人建築技術教育普及センター

発行 一般社団法人 新・建築士制度普及協会

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂一丁目15番地

神楽坂1丁目ビル6階

TEL : 03-3513-7889 (代表)

<http://www.icas.or.jp/>

Printed in Japan

※本書の一部又は全部を無断で複写、複製、転載あるいは電子媒体等に入力することを禁じます。



一般社団法人 新・建築士制度普及協会について

一般社団法人 新・建築士制度普及協会は、新しい建築士制度の普及等を目的として、平成21年1月に設立された法人です。

● 会 員

(社)日本建築士会連合会

(社)日本建築士事務所協会連合会

(社)日本建築家協会

(財)日本建築防災協会

(社)建築業協会

(社)日本建築構造技術者協会

(社)建築設備技術者協会

(社)日本建築学会

(財)建築技術教育普及センター

(財)建築行政情報センター